

平成 29 年度愛媛県荒廃農地対策推進方針

第 1 取組の方向

平成 27 年に実施された荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によると、本県の荒廃農地面積は 12,307ha と依然高い水準にあり、荒廃農地は農地の効率的利用や利用集積の障害になるとともに、病害虫や有害鳥獣の被害拡大にもつながることから、本県農業の振興を図る上では、耕作放棄地の解消を推進することが必要となっている。

また、国の「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）の参考資料として示されている「農地の見通しと確保」の中で、平成 37 年までに荒廃農地の再生 5 万 ha、東日本大震災からの復旧 1 万 ha、農地の荒廃防止 14 万 ha という目標が掲げられているところである。

このため、県においても農振農用地区域内の農地のうち、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において「A分類」（再生利用が可能な荒廃農地）と区分された農地（以下、「優先再生農地」という。）を優先的に再生するとともに、担い手対策等を積極的に活用して農地の荒廃を未然に防ぐこと等により、荒廃農地の解消を推進することとする。

第 2 取組の内容

1 農地情報の把握・整理と積極的な活用

- (1) 荒廃農地の現状把握と情報発信（市町、農業委員会、農地中間管理機構）
農地の荒廃状況や所有者の意向等の把握に努め、利用可能なものについては個人情報等の取扱いに配慮しつつ、全国農業会議所、市町等のホームページ等を活用するなど、荒廃農地の情報を積極的に発信する。
- (2) 農地の出し手と受け手のマッチング（本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、J A、農地中間管理機構）
農地中間管理機構を中心に農地の出し手の掘り起こしを行い、関係機関・団体が連携して荒廃農地の出し手と受け手のマッチングを行う。

2 優先再生農地の再生利用と荒廃防止に向けた取組の推進

- (1) 多様な担い手の確保・育成（本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、J A、農地中間管理機構）
農地の受け手となる担い手について、地域内で農業者、集落営農組織、作業受託組織等の育成を図るとともに、近隣市町の農業者、集落営農組織、作業受託組織等にも働きかけを行い、その確保を図る。
また、J A 出資型法人、農業参入企業等についても担い手となり得ることから、その参入等を積極的に進めることとし、関係機関・団体等とも連携を図りながら、農地の所有者との調整、受入れ・相談体制の整備、営農定着のための技術指導や助言等、丁寧なサポートを行う。
- (2) 各種助成制度を活用した取組の推進（本庁、地方局・支局、市町、農地中間管理機構）
耕作放棄地再生利用緊急対策等を活用して、荒廃農地の再生利用やハウス、果樹棚等の施設整備を進めるとともに、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の推進、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等による地域ぐるみの農地保全活動等により農地の荒廃防止を図る。

- (3) 多様な取組の推進（本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、JA）
荒廃農地については、畜産農家による飼料生産や放牧、景観作物の栽培、市民農園、新規作物の実証展示ほ等、従来の営農形態にとらわれない地域の実情に応じた多様な取組を推進する。
- (4) 荒廃農地の解消に向けた機運の醸成（本庁、地方局・支局）
荒廃農地の解消に向けた取組を検討するための研修会等を開催するとともに、県内における優良な取組を表彰することにより、荒廃農地の解消に向けた機運の醸成を図る。

3 その他事項

- (1) 「B分類」（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）と区分された農地の解消（地方局、市町、農業委員会）
荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において「B分類」と区分された農地は、速やかに現状を把握し、「非農地」と判断した土地については農地からの除外手続きを円滑に進める。
- (2) 荒廃農地対策の周知と活用推進
（本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、JA）
耕作放棄地再生利用緊急対策をはじめとする荒廃農地対策について、パンフレットやチラシ等の作成・配布し、関係機関や農家等を対象とした説明会の開催、ホームページを通じた情報提供等、その周知と活用を推進する。

第3 関係組織の連携強化

県耕作放棄地対策推進班、各地方局・支局耕作放棄地対策推進班、農地中間管理機構、各市町の営農推進関係組織等においては、関連補助事業や担い手の情報等を共有することにより効果的に荒廃農地対策を推進するため、より一層の連携強化を図る。